

報道関係者 各位

令和5年12月21日(木)

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課長 古江 俊博

雇用助成室長 手島 政志

事業所給付監査官 高木 洋和

(電話) 052-219-5518

## 雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表

今般、下記の事業主において、雇用調整助成金を不正に受給したことが確認されましたので公表します。

## 記

事業所	名称	株式会社 竹野入工業
	所在地	名古屋市西区木前町5
	代表者氏名	竹野入 秀男 (たけのいり ひでお)
	事業の概要	金属製品製造業
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	不正受給額 (返還状況)	100,976,730円 (一部返還済み)
	支給決定等 取消年月日	令和5年10月2日
	内容	休業していないにもかかわらず休業したとする、虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。

報道関係者 各位

令和5年12月21日(木)  
【照会先】  
愛知労働局職業安定部職業対策課  
課長 古江 俊博  
雇用助成室長 手島 政志  
事業所給付監査官 高木 洋和  
(電話) 052-219-5518

## 雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表

今般、下記の事業主において、雇用調整助成金を不正に受給したことが確認されましたので公表します。

## 記

事業所	名称	スターフィールド 星野敦
	所在地	名古屋市瑞穂区苗代町 27-18
	代表者氏名	星野 敦 (ほしの あつし)
	事業の概要	総合工事業
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	不正受給額 (返還状況)	13,125,000 円 (納付計画策定中)
	支給決定等 取消年月日	令和5年 10月 4日
	内容	雇用していないにもかかわらず雇用したとする、虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したもの。

報道関係者 各位

令和5年12月21日(木)

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課長 古江 俊博

雇用助成室長 手島 政志

事業所給付監査官 高木 洋和

(電話) 052-219-5518

## 雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表

今般、下記の事業主において、雇用調整助成金を不正に受給したことが確認されましたので公表します。

## 記

事業所	名称	AZロジ 株式会社
	所在地	名古屋市北区楠 1-1005-101 号室
	代表者氏名	不破 聡 (ふわ さとし)
	事業の概要	道路貨物運送業
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	不正受給額 (返還状況)	43,414,826 円 (全部返還済み)
	支給決定等 取消年月日	令和5年 10月 6日
	内容	支給申請を行った一部の休業日について、休業していないにもかかわらず休業したとする、虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。

報道関係者 各位

令和5年12月21日(木)

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課長 古江 俊博

雇用助成室長 手島 政志

事業所給付監査官 高木 洋和

(電話) 052-219-5518

## 雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表

今般、下記の事業主において、雇用調整助成金を不正に受給したことが確認されましたので公表します。

## 記

事業所	名称	林工業 林耕規
	所在地	愛知県一宮市両郷町 5-7-2
	代表者氏名	林 耕規 (はやし こうき)
	事業の概要	職別工事業 (設備工事業を除く)
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	不正受給額 (返還状況)	15,900,000 円 (一部返還済み)
	支給決定等 取消年月日	令和5年 10月 17日
	内容	雇用していないにもかかわらず雇用したとする、虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したもの。(自主申告)

※事業所の自主申告により不正受給が確認された事案。

報道関係者 各位

令和5年12月21日(木)

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課長 古江 俊博

雇用助成室長 手島 政志

事業所給付監査官 高木 洋和

(電話) 052-219-5518

## 雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表

今般、下記の事業主において、雇用調整助成金を不正に受給したことが確認されましたので公表します。

## 記

事業所	名称	株式会社 DIM
	所在地	名古屋市東区代官町 39-22 太洋ビルディング 403
	代表者氏名	脇田 陽介 (わきた ようすけ)
	事業の概要	美容業
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	不正受給額 (返還状況)	124,747,349円 (一部返還済み)
	支給決定等 取消年月日	令和5年10月31日
	内容	実際の休業日数よりも過大に休業したとする、虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。(自主申告)

※事業所の自主申告により不正受給が確認された事案。